

日本皮膚科学会 基本領域 皮膚科専門医規則

(平成 29 年 12 月 1 日制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 基本領域 皮膚科専門医制度（以下「本制度」という）は、皮膚科ならびに関連領域における医学・医療の進歩に応じて、皮膚科医の知識と医療技術を高め、すぐれた皮膚科医の養成とその生涯にわたる研修を図ることにより、国民医療の向上と社会福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第 2 条 前条の目的を達成するために、日本皮膚科学会（以下「本会」という）は一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という）と連携して基本領域 皮膚科専門医（以下「専門医」という）を認定し、さらに、この制度を維持するための事業を行う。

(専門医資格の継承)

第 3 条 本制度施行前の日本皮膚科学会専門医制度（以下「旧制度」という）において専門医の資格を有している者は、専門医資格の更新に際して一定の審査を経た後に、本制度に移行するものとする。

2 旧制度において専門医の更新を必要としない専門医（永久専門医）については、この限りではない。

第 2 章 専門医制度関連各種委員会

(専門医制度関連各種委員会)

第 4 条 本会は、定款施行細則第 7 条に規定する委員会のうち、次の委員会を専門医制度関連各種委員会（以下「関連各種委員会」という）として、設置する。

- (1) 専門医制度委員会
- (2) 専門医資格認定委員会
- (3) 研修プログラム委員会
- (4) 専門医試験委員会
- (5) 学術委員会
- (6) その他、本制度の業務を行うために理事会にて必要と認められた委員会

(委員会及び委員)

第5条 関連各種委員会の委員は、定款施行細則第8条に基づき、本会理事長が委嘱する。

(機構への委員派遣)

第6条 本会の関連各種委員会より、機構が設置する委員会に対し、委員を派遣する。

第3章 専攻医の研修開始、研修の変更

(専攻医の研修)

第7条 本規則及び基本領域皮膚科専門医規則施行細則に基づき、皮膚科専門医を目指す者(以下「専攻医」という)は、各研修施設群が提示する皮膚科研修プログラムを参照のうえ、希望するプログラムに応募し、採用された後、選択したプログラムに沿って研修を履修する。

(研修プログラムの変更)

第8条 専攻医がプログラムを移動する場合は、プログラム統括責任者と相談し、予め本会にプログラムの移動届けを提出し、承認を得ることとする。

(研修の休止・中断)

第9条 専攻医が研修を休止・中断する場合は、プログラム統括責任者と相談し、所定の手続きをもって本会に申請し、承認を得ることとする。

第4章 専門医の認定

(専門医認定の申請資格)

第10条 専門医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 我が国の医師免許を有する者
- (2) 本会正会員である者
- (3) 初期臨床研修2年の後、皮膚科研修プログラムに沿い、通算5年以上の皮膚科臨床研修の課程を修了し、研修修了証明書を得た者
- (4) 皮膚科の診療に携わっている者
- (5) 皮膚科専門医認定試験に合格した者

(専門医認定試験の申請)

第 11 条 専門医認定試験を受験申請する者は、所定の書類審査料を添えて、別に定める申請書類を本会に提出しなければならない。

2 受験申請する者は、受験申請時において次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 我が国の医師免許を有すること
- (2) 本会正会員であること
- (3) 初期臨床研修 2 年の後、皮膚科研修プログラムに沿い、通算 5 年以上の皮膚科臨床研修の課程を修了または修了見込みであること
- (4) 認定前研修実績（以下「前実績」という）において、別に定める所定の単位を取得すること
- (5) 皮膚科の診療に携わっていること

(専門医認定試験の書類審査)

第 12 条 専門医資格認定委員会は、前条に定める申請書類を審査し、審査の結果を理事会に報告する。理事会はその審査結果を機構に報告し、そのうち機構からの審査結果を申請者に通知する。

2 機構が受験資格を認め、所定の受験料を納付した者に対し、本会は受験票を交付する。

(認定試験)

第 13 条 専門医試験委員会は、受験票を交付された者に対し、認定試験を行う。

(専門医の認定)

第 14 条 専門医試験委員会は、認定試験に基づき合否を検討し、理事会へ報告する。理事会は、合否結果を機構に報告し、そのうち機構からの審査結果を受験者に通知する。

2 合格した者は本会に認定申請を行う。認定申請に際してはあらかじめ、所定の認定申請料を納付しなければならない。

3 前項の合格者を本会は、理事会の議を経て、機構に報告する。本会は合格者からの認定申請料のうち、所定の金額を機構に支払うものとする。

4 認定料の納付があった合格者でかつ第 10 条の要件を満たした者に対し、機構は専門医として認定し、専門医認定書を交付する。本会は機構により認定された専門医を原則、4 月 1 日付にて専門医原簿に登録する。

第5章 研修施設群・研修プログラムの指定

(研修基幹施設指定の申請資格)

第15条 研修基幹施設の申請を行う施設は、皮膚科専門研修プログラム整備基準に定める「専門研修基幹施設の認定基準」に該当しなければならない。

(研修連携施設指定の申請資格)

第16条 研修連携施設の申請を行う施設は、皮膚科専門研修プログラム整備基準に定める「専門研修連携施設の認定基準」に該当しなければならない。

(研修プログラム・研修施設群の申請手続き)

第17条 研修基幹施設は1つ以上の研修連携施設と研修施設群を形成し、研修プログラムを作成のうえ申請を行う。研修プログラム委員会は、その内容について、審査を行い、理事会に報告する。理事会はその審査結果を機構に報告する。

(研修プログラム・研修施設群の指定)

第18条 本会は、機構により認定された研修プログラムを研修プログラム原簿に登録する。
2 認定された研修プログラムを統括する研修基幹施設に対し、機構は認定料の通知を行い、認定料の振込確認をもって、研修施設証を交付する。

(研修プログラム認定の期間)

第19条 研修プログラムの認定期間は5年間とし、5年毎に認定を更新する。ただし、認定期間内に研修プログラムの変更があった場合には、別に定める変更申請を行うものとする。
2 研修プログラム更新の手続きは、第17条の規定を準用する。

(認定の取り消し)

第20条 本会は、第15条及び第16条に規定する基準に照らして不相当と認めたときに機構に研修基幹施設・研修連携施設の認定の取り消しを申請し、機構の審査・承認をもって認定の取り消しを行うことができる。
2 前項の取り消しに該当する場合であっても、6ヶ月を限度に研修基幹施設の指定の取り消しを猶予することができる。
3 前項の猶予期間内に第15条に定める研修基幹施設の申請資格を研修プログラム委員会を満たすと認められた場合は、猶予を解除し、研修基幹施設として再指定する。
4 前項に定める猶予を解除した場合、当該猶予期間については研修基幹施設としての研修期間に含めない。

5 研修基幹施設及び研修連携施設の指定を取り消された施設は、第 17 条に定める手続きにより、再度申請を行うことができる。

(不服申し立て)

第 21 条 施設は、研修プログラム形成時において、何らかの圧力または妨害があった場合に、機構に対し審査を請求することができる。機構の審査委員会の審査により当該施設またはプログラムに対し是正を求めることができる。

第 6 章 指導医の認定・更新

(指導医の申請要件)

第 22 条 本会对し、皮膚科指導医（以下、「指導医」という）の資格を申請する者は、次の第 1 号または第 2 号のいずれかを満たし、かつ第 3 号に該当しなければならない。

- (1) 皮膚科専門医（旧制度または本制度）を 1 回以上更新していること。
- (2) 皮膚科専門医で指導医講習を受けていること。
- (3) 過去 5 年間に 1 編以上の共著論文があること。

(指導医の認定・登録)

第 23 条 指導医として認定されたものは、本会に登録される。

(指導医資格の更新)

第 24 条 指導医の認定期間は 5 年間とし、5 年ごとに認定を更新する。

2 指導医の更新を行う者は、専門医資格の更新の際に必要な書類を添えて本会に更新の申請をしなければならない。

(指導医資格の喪失)

第 25 条 指導医は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 指導医資格の更新申請を行わなかったとき
- (2) 指導医資格の更新が認められなかったとき
- (3) 指導医を辞退したとき
- (4) 専門医を喪失したとき
- (5) 本会正会員の資格を喪失したとき
- (6) 医師の資格を喪失したとき

(指導医資格の取り消し)

第 26 条 本会は、指導医が次の各号の一に該当するときに、理事会の議を経て、その資格を取り消すことができる。

- (1) 指導医として相応しくない行為のあったとき
- (2) 指導医認定の申請または指導医資格更新の申請に、虚偽または、重大な誤りがあったとき

(指導医資格の回復)

第 27 条 第 25 条に定める規定により指導医資格を喪失した者は、第 22 条の規定に定める条件を満たした時、委員会および理事会の議を経て、指導医資格の回復を申請することができる。

第 7 章 専門医資格の更新

(専門医資格認定の期間)

第 28 条 専門医の認定期間は 5 年間とし、5 年毎に資格を更新する。

(専門医資格更新の申請資格)

第 29 条 専門医資格の更新を申請する者は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 我が国の医師免許を有する者
- (2) 資格取得後 5 年以上本会正会員である者
- (3) 別に定める認定後研修実績（以下「後実績」という）において、所定の単位を取得した者
- (4) 皮膚科の診療に携わっている者

(専門医資格更新の申請手続き)

第 30 条 専門医資格の更新を申請する者は、所定の更新審査料を添えて、別に定める申請書類を本会に提出しなければならない。

(専門医資格更新の認定)

第 31 条 専門医資格認定委員会は、専門医資格更新の申請書類の審査を行い、理事会へ報告する。理事会は、審査結果を機構に報告し、そのうち機構からの審査結果を更新対象者に通知する。

2 機構は、更新認定者に対し、翌年度 4 月 1 日付の専門医認定書を交付する。

第8章 専門医資格の喪失

(専門医資格の喪失)

第32条 専門医は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 専門医資格の更新申請を行わなかったとき
- (2) 専門医資格の更新が認められなかったとき
- (3) 専門医を辞退したとき
- (4) 本会正会員の資格を喪失したとき
- (5) 医師の資格を喪失したとき

(専門医資格の取り消し)

第33条 本会は、専門医が次の各号の一に該当するときに、理事会の議を経て、専門医資格の取り消しを、機構に申請することができる。

- (1) 専門医として相応しくない行為のあったとき
- (2) 専門医認定の申請または専門医資格更新の申請に、虚偽または、重大な誤りがあったとき

(専門医資格の回復)

第34条 やむを得ない事情により専門医資格を失った者は、委員会および理事会の議を経て、専門医資格の回復を、機構に申請することができる。

2 旧制度において、既に専門医資格を取り消された者は、この限りではない。

第9章 補則

(規則の変更)

第35条 この規則は、理事会の承認を経なければ変更することはできない。

(施行細則)

第36条 この規則の施行についての細則は、別に定める。

付 則

1. この制度は、平成30年4月1日より施行する。
2. 第3条の機構による専門医認定は、本制度による専門研修修了者について行う。日本皮膚科学会専門医制度において研修を修了した者は本会が皮膚科専門医の認定を行い、専門医資格の更新に際して皮膚科領域専門医としての移行を行う。